

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容		料金等の軽減又は免除	
根拠法令及び条項		那覇市水道給水条例第31条 那覇市下水道条例第51条	
審査基準	☒ 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) ☐ 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 ☒ する ☐ しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 ・漏水に係る水道料金等減免処理基準第6条～第8条 ・災害等による水道料金等減免処理について（要 罹災証明書） ・東北地方太平洋沖地震等に伴う被災者世帯等に係る水道料金等の減免取扱要綱第4条（要 罹災証明書） (別紙のとおり)		
審査基準 設定年月日	昭和56年12月1日	審査基準 最終変更年月日	平成24年3月12日
標準処理期間	設定(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) ☒ 有 期間(請求があった日の翌日から起算して30日以内) ☐ 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成27年 1月16日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	上下水道局 料金サービス課		
備考			

漏水に係る水道料金等減免処理基準

(漏水量の認定)

第6条 漏水量の認定は、当該申請に係る検針をした日の属する月の前月分から次の検針の日の属する月分までの使用水量を対象とし、当該使用水量から平常の使用水量を差し引いて行うものとする。ただし、第8条の場合を除く。

(減免の割合)

第7条 前条に定める漏水量のうち、水道料金及び再生水料金に関して減免する水量の割合は次の各号のとおりとし、1 立方メートル未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。ただし、水道料金に関しては第8条の場合を除く。

(1) 給水装置の地下漏水で発見が困難な場合は、漏水量の 75 パーセントとする

(2) 受水槽以下装置の地下漏水で発見が困難な場合は、漏水量の 50 パーセントとする。ただし、当該申請の日前 1 年以内に、この基準による減免を行ったことがある場合は、漏水量の 25 パーセントとする。

(3) 上下水道局が実施したメーターの取り付け不備により漏水した場合や、上下水道事業管理者がやむを得ないと認めたときは漏水量の全水量とする。

2 前条に定める漏水量のうち、下水道使用料に関して減免する排出汚水量については、明らかに排水設備に流入していないことが認められる汚水量とする。

(事務所等の減免)

第8条 メーター口径が 40 ミリ以上の事務所、事業所及び官公庁の給水装置及び受水槽以下装置において地下漏水があった場合は、当該漏水量に給水原価を乗じた額と当該金額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額と平常使用水道料金の合計額を減免後の水道料金とする。なお給水原価は減額対象月の属する年度の前々年度の給水原価を適用し、1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項に定める当該漏水量の認定については、当該月使用水量から前年度同月使用水量を差し引いて行うものとする。また減額対象月は当該申請に係る検針をした日の属する月及び前月分の使用水量を対象とする。

3 当該申請の日前 3 年以内に、同一施設かつ同一使用者において地下漏水があった場合は、減免しないものとする。

災害等による水道料金等減免処理について（内規）

那覇市水道給水条例第31条及び下水道条例第51条の規定に基づき、災害等により被害を受けたものについては以下のとおり、水道料金等（下水道使用料及び再生水料金含む）の減免処理について定める。

水道料金等の減免を受けるにあたっては、水道料金等減免の申請に罹災証明書の添付を必要とする。ただし、罹災証明書の発行を受けられない災害についてはその限りではない。

- 1 火災、台風または地震等により家屋等が半焼、半壊以上の被害を受けた場合は、納期末到来3ヶ月分の水道料金等を免除する。
- 2 大雨の被害を受け、家屋等が床上浸水した場合は、納期末到来2ヶ月分の水道料金等を免除する。
- 3 前2項以外の災害で、甚大な被害を受けた場合は、納期末到来3ヶ月分の水道料金等を免除する。
(被害のため、居住地での生活が困難となり、避難・転居した場合も含む。)
- 4 台風または地震によりタンク、配管等が破損した場合については、漏水量の全水量にかかる水道料金等の2ヶ月分を減額する。

東北地方太平洋沖地震等に伴う被災者世帯等に係る水道料金等の減免取扱要綱

(水道料金等の減免)

第4条 公営住宅等被災入居又は被災者世帯受入に係る水道料金等の減免の取り扱いとは次のとおりとする。

- (1) 公営住宅等被災入居 免除
 - (2) 被災者世帯受入 当該被災者受け入れ世帯の使用水量から、受け入れた被災者1人あたり月8m³を減量して算出した水道料金等を、使用水量により算出した水道料金等から減じた額の減額
- 2 前項第2号において、減量した水量に控除不足があるときは、使用水量により算出した水道料金等から基本料金額を上回る額を減額する。